

鹿児島労基

定価 150円（会員の購読料は会費の中に含む）

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <https://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2024年（令和6年）

January

1月号

新年のごあいさつ



春の息吹き

【写真提供者：村山 隆氏】

目次 CONTENTS

さくらじま	1
新年のあいさつ 鹿児島県労働基準協会会長	2
新年のあいさつ 鹿児島労働局長	3
【産業保健】 職場とハラスメント	4
キャリアアップ助成金	
「社会保険適用時処遇改善コース」を新設しました！	5
高年齢者雇用安定法について	6
令和5年11月末速報値 業種別死傷災害発生状況	7

もっと自分らしい働き方 休み方	8～9
クロ葉さんの 読んでみっが	
～ヘルスサポートセンター鹿児島 産業保健部～	10
さんぽセンターからのご案内	11
令和5年度安全衛生教育促進運動のご案内	12～14
令和5年度鹿児島県労働災害防止研修会のご案内	15
令和6年2月の講習開催のご案内	16

さくらじま

新年あけましておめでとうございます。鹿児島で過ごす2回目の冬です。鹿児島への転勤にあたり暖房器具を処分して引っ越し荷物を減らしたので、昨冬は非常に堪えました。これまでの転勤で、長靴を履きカッパを着て雪道を通勤し、仕事前に雪かきをするような北国での勤務がありましたので、南国鹿児島の冬は暖房器具がなくとも平気だろうと勝手に高を括っていたところ、短期間でしたがしっかり冷え込みました。雪が積もって市電が止まり、凍った路面で転倒災害に遭わぬよう慎重に歩いて通勤をしながら、鹿児島の冬も侮れないことを思い知りま

した。なお、転倒災害は鹿児島でも全国でも最も多い労働災害の事故の型ですが、雪国・北国では、積雪・凍結による転倒災害の防止が冬季の安全の一大テーマとなります。寒さに震えた一方で、冠雪した桜島の景色は素晴らしく、高台の温泉に浸かりながら白く雪化粧をした桜島を眺めることができ、これはひょっとして日本最南の雪見温泉なのではないかと感動しました。今シーズンは夏のような暑さから急に寒く冷え込むことがありました。暖冬の前報ですが、今年も南国雪見温泉が体験できるのか楽しみにしています。



新年のごあいさつ

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会

会長 諏訪 健 笹

新年あけましておめでとうございます。

会員事業場の皆様におかれましては、すがすがしい新年をお迎えのことと存じます。

会員事業場の皆様には、当協会の各種事業の推進につきまして格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

あわせまして、行政機関並びに関係団体の皆様から多大なるご指導を賜り感謝申し上げます。

さて、日本経済は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止等重点措置が解除されて、コロナ禍前の水準に回復しつつありますが、物価高や世界情勢の影響もあり依然として厳しい状況が続いているところです。

このような状況の中で本会の事業活動は、概ね計画どおり行うことができました。

健康診断事業においては、年間健診計画に基づきヘルスサポートセンター鹿児島において施設内健診をはじめ、各地の事業場を巡回するなど、きめ細かい健診を実施するとともに、県内市町村と連携し生活習慣予防健診等の充実を図ってきたところです。

作業環境測定事業では、作業環境測定法に基づく有機溶剤、特定化学物質、粉じん、金属等各種の作業環境測定や電離放射線測定を行いました。

技能講習等の講習事業においては、年間講習実施計画に基づき、鹿児島教習所において各種運転技能講習及び作業主任者技能講習、安全衛生教育等を実施するなど資格者の充足に努めました。

また、令和2年7月の石綿障害予防規則の改正後、石綿（アスベスト）による健康障害の予防対策の推進を図るため啓発活動を行うとともに、石綿作業主任者技能講習及び新規に建築物石綿含有建材調査者講習を実施したところです。

化学物質管理体系の法令改正においては、化学物質管理者講習を令和6年度から開催することにしています。

引き続き、県内各支部を通じて本事業のきめ細かい対応とより一層のサービス向上を図っていきたいと考えています。

本年も、働き方関連の啓発活動や講習事業、健康診断事業等を積極的に実施し、災害のない安心・安全で健康な職場づくりを推進していく所存でございます。

会員各位をはじめ、行政ご当局、関係機関の皆様の格段のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、会員の皆様のご健勝と事業の益々のご発展をご祈念申し上げまして新年のご挨拶といたします。

謹んで新春のご祝詞を申し上げます

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会

令和6年元旦



会 長	諏 訪 健 笹
副 会 長	津 原 宏 志
副 会 長	小 野 田 隆 一
鹿 児 島 支 部 長	塚 田 洋 浩
川 内 支 部 長	西 松 清 幸
鹿 屋 支 部 長	吉 牧 本 耕
加 治 木 支 部 長	
加 世 田 支 部 長	
志 布 志 支 部 長	
大 島 支 部 長	
種 子 島 支 部 長	
専 務 理 事	





新年のごあいさつ

鹿児島労働局

局長 中 所 照 仁

明けましておめでとうございます。

新年を迎え、皆様のご健康とご繁栄を心よりお祝い申し上げます。

また、公益社団法人鹿児島県労働基準協会におかれましては、労働安全衛生法に基づく各種技能講習の実施や労働災害防止のための教育・研修の開催など年間を通じて幅広い活動に取り組まれていることに敬意を表します。

鹿児島労働局は、県内で働いている方、働こうとしている方にさまざまなサービスを提供するとともに、事業主の方がより良い職場づくりをするための情報提供や研修会の実施、助成金等の手続きを行っています。

本県の雇用情勢は、求人が求職者を上回る人手不足の状況が続いているものの、物価上昇等が雇用に与える影響を含め、雇用改善の動きに引き続き注視していく必要があります。

このような状況下において、鹿児島労働局では、次の4つのことに重点を置いて各種施策を進めています。

第一に、賃金引上げに向けた支援の推進等です。

昨年10月に改正された鹿児島県最低賃金（時間額897円）については、貴協会を始めとする関係団体や自治体とも連携を図って広報し、遵守されているか調査等に取り組んでまいります。

また、派遣労働者を含めた非正規雇用労働者と正社員との不合理な待遇差の禁止の徹底を一層推進してまいります。加えて、短時間労働者が年取の壁（106万・130万の壁）を意識することなく希望に応じて働くことができるよう取り組む事業主に対し支援してまいります。

第二に、人材の育成・活性化と労働移動の円滑化、多様な人材の活躍促進です。

まず、企業間・産業間の労働移動の円滑化に重点を置いた企業支援に取り組むとともに、企業内でのキャリアアップや能力開発支援、労働者のリスクリングの支援等を実施してまいります。

また、いわゆる就職氷河期世代のほか、女性、非正規労働者、高齢者、障害者、外国人労働者など、多様な人材が活躍できる社会の構築に向けて、関係機関との連携による各種支援制度の普及啓発や就職支援等に取り組んでまいります。

さらに、男性の育児休業取得促進・女性の活躍推進、各種ハラスメントに対する総合的ハラスメント対策を推進し、より良い雇用・労働環境の実現が図られるよう、引き続き法の周知及び中小・小規模事業者支援策の実施に努めてまいります。

第三に、安全で健康に働くことができる環境づくりです。

まず、働く方々が安全で健康に働くための環境、長時間労働の解消に向けて監督指導を徹底するとともに、法の周知や、労働時間の縮減等に取り組む企業の皆様に対して、適切な労務管理の支援等を中心としたきめ細やかな相談・支援等を行います。

また、第14次労働災害防止計画に基づき、転倒や腰痛といった行動災害対策、高齢労働者対策等を始めとする労働災害防止対策、心身の健康確保、新たな化学物質規制や石綿ばく露対策などの職業性疾病予防対策に加え、治療と仕事の両立支援等にも積極的に取り組んでまいります。

第四に、労働保険料の適正徴収です。

労働保険制度は、働く方のセーフティネットとしての各種施策を進めるうえでの財政基盤です。健全な運営、公平な費用負担及び労働者の福祉向上等の観点から、適正な保険料の申告・納付が行われるよう周知・広報に努めるとともに、未手続事業の一掃対策に引き続き取り組んでまいります。

また、電子申請の利便性を活用していただけるよう、年度更新手続等における電子申請の利用促進及び労働保険料の口座振替制度の利用についても周知を図ってまいります。

新年においても、鹿児島労働局は、各種の施策に積極的に取り組む所存でございます。

こうした施策の実効ある推進のためには、関係団体との連携が不可欠であり、とりわけ労働環境の整備推進に大きな役割を果たされている貴協会とはより一層の協力関係を維持、発展させていかなければならないと考えておりますので、本年も引き続きよろしくお願い申し上げます。

令和6年元旦

謹んで新年の お慶びを申し上げます

令和6年元旦



鹿児島労働局

局 長	中所 照仁
総 務 部 長	三姓 晃一
総務課長	樺木 勝
労働保険徴収室長	池濱 輝生
雇用環境・均等室 室 長	石田 裕子
労働基準部 部 長	森川 直哉
監督課長	篠田 雅史
賃金室長	松山 雅彦
健康安全課長	勝田 清人
労災補償課長	村川雄一郎
職業安定部 部 長	佐藤 裕
職業安定課長	右田 裕幸
需給調整事業室長	川畑 義昭
職業対策課長	徳元 秀明
訓練課長	廣瀬 和泰

鹿児島労働基準監督署	署長	西野 健二
川内労働基準監督署	署長	二石 和伸
鹿屋労働基準監督署	署長	渡邊 光広
加治木労働基準監督署	署長	秋山 芳徳
名瀬労働基準監督署	署長	上村 一高



職場とハラスメント

鹿児島産業保健総合支援センター 産業保健相談員 長友 医継
(医療法人 玉水会病院)

2020（令和2）年6月から改正労働施策総合推進法が施行され、2022（令和4）年4月からはパワーハラスメント（パワハラ）防止措置が中小企業でも義務化されました。これで、3大ハラスメントといわれるパワハラ、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメントの全てで対策をとることが義務化されたことになります。なお、法令や国の指針などでは、マタニティハラスメント、パタニティハラスメント、ケアハラスメントの3つを「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント」と総称しています。

そして、職場におけるハラスメントの防止のために、法及び指針で事業主や「働く人」に対して、主に以下の事項について努めることとする責務規定が定められました。

1. 事業主の責務

- (1) 職場におけるハラスメントを行ってはならないこと、職場におけるハラスメントに起因する問題に対する自社の「働く人」の関心と理解を深めること
- (2) 自社の「働く人」が取引先などの他の事業主が雇用する「働く人」や求職者も含めた他の「働く人」に対する言動に必要な注意を払うよう、研修その他の必要な配慮をすること
- (3) 事業主自身（法人の場合はその役員）が、ハラスメント問題に関する理解と関心を深め、「働く人」に対する言動に必要な注意を払うこと

2. 「働く人」の責務

- (1) ハラスメント問題に関する理解と関心を深め、他の「働く人」に対する言動に必要な注意を払うこと
- (2) 事業主の講ずる雇用管理上の措置に協力すること

ハラスメントは過剰ストレスの一つですが、最近、仕事によるストレスが関係した精神障害に対する労災請求が増えてきており、その認定を迅速に行うことが求められています。精神障害の労災認定要件は以下のようです。

1. 認定基準の対象となる精神障害を発病していること
2. 認定基準の対象となる精神障害の発症前おむね6ヶ月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること
3. 業務以外の心理的負荷や個体側要因により発病したとは認められないこと

改正労働施策総合推進法によりパワハラの定義が法律

上規定されたことなどを踏まえ、精神障害の労災認定基準に「パワハラ」が明示されました。そして上記の労災認定要件にある「心理的負荷」を評価する「業務による心理的負荷評価表」の「出来事の類型」には、事故や災害の体験、仕事の失敗・過重な責任の発生、仕事の量・質および役割・地位の変化等の4項目に加え、「パワハラ」と「対人関係」が追加されました。

「パワハラ」と「対人関係」の具体的な出来事やその強度などは以下のようです。

1. パワハラ

- (1) 具体的な出来事とその強度
 - ・上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワハラを受けた。
 - ・強度Ⅲ
- (2) 心理的負荷の総合評価の基準
 - ・指導・叱責等の言動に至る経緯や状況
 - ・身体的攻撃、精神的攻撃等の内容、程度等
 - ・反復・継続など執拗性の状況
 - ・就業環境を害する程度
 - ・会社の対応の有無及び内容、改善の状況
- (3) 心理的負荷の強度を「弱」「中」「強」と判断する
具体例
 - ・上司等による身体的攻撃、精神的攻撃等が「強」の程度に至らない場合、心理的負荷の総合評価の視点を踏まえて「弱」又は「中」と評価する。

2. 対人関係

- (1) 具体的な出来事とその強度
 - ・同僚等から、暴行又は（ひどい）いじめ・嫌がらせを受けた。
 - ・強度Ⅲ
- (2) 心理的負荷の総合評価の基準
 - ・暴行又はいじめ・嫌がらせの内容・程度等
 - ・反復・継続など執拗性の状況
 - ・会社の対応の有無及び内容、改善の状況
- (3) 心理的負荷の強度を「弱」「中」「強」と判断する
具体例
 - ・同僚等による暴行又はいじめ・嫌がらせが「強」の程度に至らない場合、心理的負荷の総合評価の視点を踏まえて「弱」又は「中」と評価する。

このような労災問題が発生しないように、上記の責務規定を事業主や「働く人」が守ることが求められます。

キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」を新設しました！

令和5年10月1日以降に、雇用している短時間労働者を新たに社会保険に加入させた事業主が以下の(1)～(3)のいずれか取り組んだことにより、労働者の収入を増加させた場合に助成する制度です。令和8年3月31日までに取り組んだ事業主が対象となりますのでご注意ください。

事業主が労働者に社会保険を適用させる際に、「社会保険適用促進手当」

(1) 手当等支給メニュー： の支給等により労働者の収入を増加させる場合に助成します。

	要件	申請時期	1人当たり助成額
1年目	①賃金（標準報酬月額・標準賞与額）の 15%以上 分を労働者に追加支給すること（社会保険適用促進手当など）	左欄の取組を6か月間継続した後2か月以内	6か月ごとに 10万円×2回 (大企業は7.5万円×2回)
2年目	②賃金の 15%以上 分を労働者に追加支給する（社会保険適用促進手当など）とともに、3年目以降、以下③の取組が行われること		6か月ごとに 10万円×2回 (大企業は7.5万円×2回)
3年目	③賃金（基本給）の 18%以上 を増額させていること（労働時間の延長との組み合わせも可能）		6か月で 10万円 (大企業は7.5万円)

所定労働時間の延長により社会保険を適用させる際に、以下の表の

(2) 労働時間延長メニュー： ①～④のいずれかの取組を行った場合

	週所定労働時間の延長		賃金の増額	申請の時期	1人当たり助成額
①	4時間以上	+	—	左欄の取組を6か月間継続した後2か月以内	6か月で 30万円 (大企業は22.5万円)
②	3時間以上 4時間未満		5%以上		
③	2時間以上 3時間未満		10%以上		
④	1時間以上 2時間未満		15%以上		

(3) 併用メニュー： 1年目に「手当等支給メニュー」の1年目の取組を、
2年目に「労働時間延長メニュー」の取組を行った場合に助成します。

2024(令和6)年1月31日までに取組を開始する場合

キャリアアップ計画書は2024年1月までに鹿児島労働局に提出してください！

＜お問い合わせ＞

「年収の壁突破・総合相談窓口」(コールセンター)

 **0120-030-045** 受付時間 平日 8:30～18:15 (フリーダイヤル・無料)

鹿児島働き方改革推進支援センター(申請要件の確認や申請書の書き方のサポート)

 **0120-221-255** (フリーダイヤル・無料)

＜申請先＞ 鹿児島労働局職業対策課 TEL 099-219-5101

※年収の壁・支援強化パッケージ 雇用環境・均等室 TEL 099-222-8446



厚生労働省公式 HP



年収の壁・支援強化
パッケージ

高齢者雇用安定法について

鹿児島労働局職業対策課

高齢者雇用安定法は、少子高齢化が急速に進行し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある誰もが年齢に関わりなくその能力を十分に発揮できるよう、高齢者が活躍できる環境整備を図るための法律です。

令和3年4月1日の法改正で、これまでの65歳までの雇用確保措置（義務）に加え、70歳までの就業機会の確保（就業確保措置）が事業主の努力義務となりました。法令の趣旨をご理解いただき、積極的な対応をお願いいたします。

【70歳までの就業確保措置（努力義務）】（高齢者雇用安定法第10条の2）

・定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主又は継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く）を導入している事業主は、①～⑤のいずれかの措置（高齢者就業確保措置）を講じるよう努める必要があります。

- ① 70歳までの定年引き上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入（※特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む）
- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤ 70歳まで継続的に社会貢献事業（事業主が自ら実施する社会貢献事業又は事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業）に従事できる制度の導入

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【令和5年10月分】

県内有効求人倍率 1.19倍（前月比0.01P減少）

全国平均有効求人倍率 1.30倍（前月比0.01P増加）

県内正社員有効求人倍率 1.08倍（前年同月比0.08P減）

全国正社員有効求人倍率 1.02倍（前年同月比0.02P減）

※ 県内の雇用失業情勢は、求人が求職を上回っているものの、改善の動きにやや弱さがみられます。物価上昇等が雇用と与える影響について、引き続き今後の動向を注視してまいります。

当局においては、職業訓練等を通じたキャリア形成の促進や人手不足が特に顕著な分野におけるマッチングの支援など、必要な対策に取り組んでまいります。

各種助成金、活用していませんか？

鹿児島労働局職業対策課

【特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）】

＜人材育成メニュー＞

就職が困難な方を未経験の職種で「採用」し「訓練」を行い「賃金引上げ」を実現すると通常の1.5倍の助成が受けられます（「訓練」や「賃金引上げ」が行われない場合は、通常のコースの助成額となります）。

※人材開発支援助成金を活用した訓練を行い、当該訓練と関連した業務に従事させる必要があります。

※第1期支給申請時に「賃金引上げ計画書」を提出する必要があります、計画期間（最大3年）内に、採用時の「毎月決まって支払われる賃金」が5%以上引き上がっていることが必要です。

ご相談や詳細確認は、鹿児島労働局職業対策課（☎099-219-8713）または各ハローワークへお問い合わせください。



令和5年11月末（速報） 業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

業種別死傷災害発生状況								
業種	年	令和5年 (11月末)		令和4年 (同月末)		対前年		
						増減数		増減率
		死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数 死亡者数
全産業		1,860	13	1,721	9	139	4	8.1% 44.4%
1 製造業		372	3	322		50	3	15.5%
1 食品品製造業		215	2	192		23	2	12.0%
4 木材・木製品製造業		18		20		-2		-10.0%
9 窯業土石製品製造業		19		16		3		18.8%
11～12 金属製品製造業		26		20		6		30.0%
13～15 機械器具製造業		38		25		13		52.0%
上記以外の製造業		56	1	49		7	1	14.3%
2 鉱業		9		6		3		50.0%
3 建設業		254	3	235	3	19		8.1%
1 土木工事業		89	1	99	1	-10		-10.1%
2 建築工事業		119	1	110	1	9		8.2%
3 その他の建設業		46	1	26	1	20		76.9%
4 運輸交通業		182	1	172	1	10		5.8%
1 鉄道・航空機業		4		3		1		33.3%
2 道路旅客運送業		13		6		7		116.7%
3 道路貨物運送業		165	1	162	1	3		1.9%
4 その他の運輸交通業		0		1		-1		-100.0%
5 貨物取扱業		18		23		-5		-21.7%
1 陸上貨物取扱業		9		6		3		50.0%
2 港湾運送業		9		17		-8		-47.1%
6 農林業		92	1	89	2	3	-1	3.4% -50.0%
1 農業		54		43		11		25.6%
2 林業		38	1	46	2	-8	-1	-17.4% -50.0%
7 畜産・水産業		88		104	1	-16	-1	-15.4% -100.0%
8 商業		236	2	242	2	-6		-2.5%
1 卸売業		34		34	1		-1	0.0% -100.0%
2 小売業		180	2	180			2	0.0%
3 理美容業		2		2				0.0%
4 その他の商業		20		26	1	-6	-1	-23.1% -100.0%
9 金融・広告業		17		13		4		30.8%
11 通信業		21		18		3		16.7%
12 教育・研究業		22		24		-2		-8.3%
13 保健衛生業		309		264		45		17.0%
1 医療保健業		124		106		18		17.0%
2 社会福祉施設		174		153		21		13.7%
3 その他の保健衛生業		11		5		6		120.0%
14 接客娯楽業		88	1	82		6	1	7.3%
1 旅館業		20	1	21		-1	1	-4.8%
2 飲食店		52		43		9		20.9%
3 その他の接客娯楽業		16		18		-2		-11.1%
上記以外の事業		152	2	127		25	2	19.7%
10 映画・演劇業		1		0		1		-
15 清掃・と畜業		81		66		15		22.7%
16 官公署		2		2				0.0%
17 その他の事業		68	2	59		9	2	15.3%
陸上貨物運送事業（4-3・5-1）		174	1	168	1	6		3.6%
第三次産業（8～17）		845	5	770	2	75	3	9.7% 150.0%

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月8日締めで集計したもので、死亡者数を含みます。
 ② 死傷者数は、労働者死傷病報告の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
 ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
 ④ 下段の陸上貨物運送事業（4-3・5-1）及び第三次産業（8～17）は、別計。
 ⑤ 死傷者数、死亡者数ともに新型コロナウイルス感染症り患者を除く。

Refresh!
もっと自分らしい
働き方
休み方



楽しむ冬、休みをつなげて、
もっと楽しく。

年次有給休暇 を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

●働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト



年休取得促進
特設サイト▶



Refresh! もっと自分らしい 働き方 休み方

年次有給休暇 を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

1) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

2) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例（個人別付与方式の場合）

〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

- 1 当社の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。
なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
- 2 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。
前期＝4月～9月の間で3日間 後期＝10月～翌年3月の間で3日間
- 3 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
- 4 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。
- 5 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
- 6 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇

〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇〇

「一斉付与方式」「交替制付与方式」に関する労使協定の例は
『年次有給休暇取得促進特設サイト』をご確認ください ▶



年休取得促進
特設サイト

年5日の年次有給休暇を確実に取得しましょう。

全ての企業において、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対して、
年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要です。

労使協定によって時間単位の年次有給休暇の活用もできます。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。
労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

※分単位など時間未満の単位での取得は認められません。また、時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

わっぜ健康 わっぜ安全！



読んでみっが



～新春特別号～



ご挨拶

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会
ヘルスサポートセンター鹿児島
所長 小田原 努



あけましておめでとうございます。

公益社団法人鹿児島県労働基準協会会員事業所の皆様、並びに日頃ご協力を戴いております関係各位におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申しあげます。

この度、鹿児島労基に、定期的にヘルスサポートセンター鹿児島産業保健部が記事を掲載していくことが決まりましたので、ご挨拶させていただきます。

産業保健部は、会員事業者様の特定保健指導、労災二次健診保健指導、産業保健相談窓口での相談対応、研修講師の派遣、産業医契約事業所の産業保健活動等を行っています。

特に最近では、メンタルヘルスの問題等でお悩みの事業所から、メンタルヘルス教育の講師派遣のご依頼が増えてきています。また、相談窓口では「会社に知られたくないが、どうしたら良いか迷っている」という従業員の方からのご相談などに対応するケースもあります。

今後、法改正に伴い、化学物質の管理が事業所の自主管理へと移行していくため、リスクアセスメント健診等の相談も増えてくるのではないかと、準備を進めているところです。

今後、定期的に今問題となっているテーマ等を掲載してまいりたいと思います。

これからもご愛顧の程、よろしく申し上げます。



当センター産業保健部では、会員事業所のみなさまにご利用いただける以下のような取り組みをしています

1. 健康診断・人間ドック・労災二次健診

2. 特定保健指導・保健指導

健診の結果から、主に生活習慣病のリスクが高い方に対して生活改善などの指導を行います

3. 健康教育・衛生講話

依頼をいただいた事業所に対して、講師を派遣して、健康についての講話を実施します

4. 各種相談

- ・健診結果について(健康相談)
- ・メンタルヘルス、ハラスメントについて
- ・労働衛生関連

何か分からないこと、困っていること等ありましたら、遠慮なくご相談ください。



ホームページがリニューアルしました！

健康診断の結果の見方や健康情報、センターについてなど
詳しくはコチラ



健康の保持・増進のお手伝いをします



公益社団法人 鹿児島県労働基準協会
ヘルスサポートセンター鹿児島

〒891-0115 鹿児島市東開町4-96

健康相談・お問い合わせ

電話：099-266-2631まで

働く人の「こころ」と「からだ」の健康をサポートします！

鹿児島産業保健総合支援センター

さんぽセンターからのご案内

相手を不快にさせず
自分の言いたいことを伝える方法を
知りたい

環境づくりの
新たなヒントが欲しい



職場の誰もが
生き生き働くことを
目指したい

参加
無料

働く人のメンタルヘルス対策支援セミナー

心理的安全性の 高い職場のつくり方

「心理的安全性」とは、チームの中で対人リスクを恐れずに思っていることを気兼ねなく発言できる・話し合える状態を示しており、近年、民間企業など様々な組織の中に急速に浸透してきています。

今回、当センターでは事業場における心理的安全性のつくり方とコミュニケーションについてセミナーを開催します。今後のメンタルヘルス対策の取り組みにお役立ていただきたく、多くの皆様のご参加をお待ちしております。

開催
日時

令和6年2月2日(金)
14:00～16:00

会場

マリnpレスかごしま
(鹿児島市与次郎2-8-8)

内 容: 第1部 快適な職場づくり～心理的安全性とメンタルヘルス～
第2部 話し方やコミュニケーションについて
～アサーション・トレーニングを含めて～

講 師: 鹿児島産業保健総合支援センター メンタルヘルス対策促進員

対 象 者: 事業主、人事労務担当者、衛生管理者など

定 員: 30名（先着順）

申込期限: 令和6年1月29日(月)

申込方法: ホームページまたは右記二次元バーコードより
お申し込みください

申込はこちら



<https://ssl.formman.com/t/iMaT/>

問合せ先

独立行政法人 労働者健康安全機構 鹿児島産業保健総合支援センター
TEL 099-252-8002 HP <https://kagoshimas.johas.go.jp>



令和5年度 2023年12月1日▶2024年4月30日

安全衛生教育促進運動

事業主の皆さん！

労働安全
衛生法により

雇入れ時
教育

職長等
教育

技能講習

特別教育

などが**義務づけ**られています。



正しい知識で 職場を安全・健康に！

労働災害を防止するためには、雇入れ時教育、職長等教育、作業内容変更時教育、特別教育等を徹底するとともに、安全推進者、化学物質管理者、産業保健スタッフ、管理職などに対する安全衛生教育、情報機器作業従事者・管理者に対する労働衛生教育、職長等を含めた安全衛生業務従事者に対する能力向上教育などを推進することが大変重要となります。

年度初めは、新入社員、作業内容が変更となる者、新たに危険有害業務に従事する者など教育・研修の対象が増えることを踏まえ、事業場に必要教育・研修について改めて確認し、早い時期から計画的に準備を進めて着実に実施しましょう。

主唱：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省

令和5年度 安全衛生教育促進運動実施要領

1 趣旨

安全衛生教育促進運動は、労働者の安全と健康を守る上で中核となる安全衛生教育についてその重要性を啓発し、実施を促すため、平成25年度から中央労働災害防止協会が主唱し、推進している運動である。

安全衛生教育は、労働者の就業に当たって必要な安全衛生に関する知識等を付与するものである。特に、労働安全衛生法に基づく雇入れ時教育、作業内容変更時教育、職長等教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等（以下「法定教育」という。）の徹底や就業制限業務に係る資格取得の確実な実施は労働災害を防止する上で極めて重要である。

令和5年度においては、騒音障害防止対策の管理者選任時の教育の実施や、金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習（令和6年1月1日から開始）、テールゲートリフターの操作に係る特別教育義務化（令和6年2月1日より適用）などが法令等により新たに定められた。また、化学物質の自律的な管理への移行においては、令和6年4月1日より化学物質管理者及び保護員着用管理責任者の選任が義務化されるが、選任には必要な講習を受けることとなっている。

事業場の安全衛生水準の向上と自主的な安全衛生活動の取り組みのためには労働者の安全・健康に対する意識の定着が重要である。経営トップや安全衛生に係る管理者、作業者等、各層に応じた知識と技能の習得の機会は法定教育に加えて法定外の教育も欠かせない。

事業者は、教育・研修の対象者が増える年度初めに向け、計画的に準備を進めて着実に実施していただきたい。安全衛生教育の重要性を改めて認識し、各事業場にその実施を積極的に促すため、本年度も安全衛生教育促進運動を展開することとする。

2 実施期間

令和5年12月1日から令和6年4月30日までとする。

3 運動標語

「正しい知識で 職場を安全・健康に！」

4 主唱者

中央労働災害防止協会

5 後援

厚生労働省

6 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、都道府県労働基準（労務安全衛生）協会（連合会）、一般社団法人新潟県労働衛生医学協会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、一般社団法人仮設工業会、一般社団法人全国登録教習機関協会、一般社団法人日本クレーン協会、一般社団法人日本ボイラ協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、公益財団法人安全衛生技術試験協会、公益財団法人産業医学振興財団、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会、公益社団法人産業安全技術協会、公益社団法人全国労働衛生団体連合会、公益社団法人日本作業環境測定協会、公益社団法人日本産業衛生学会、公益社団法人日本保安用品協会、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会、高圧ガス保安協会、日本労働災害防止推進会、一般社団法人安全技術普及会、一般社団法人セーフティグローバル推進機構、公益社団法人日本理学療法士協会（順不同）

7 実施者

各事業場

8 主唱者の実施事項

主唱者は、次の事項を実施する。

- ① 機関誌、Webサイト等、さまざまな媒体を通じての広報
- ② リーフレット等の制作および配布
- ③ 「安全衛生教育実施チェックリスト」の本運動実施期間中の集中的な配布
- ④ 「安全衛生教育相談窓口」の設置および安全衛生教育相談の集中的な対応
- ⑤ ポスター等の掲示
- ⑥ 安全衛生関係団体等に対する協力依頼

- ⑦ 事業者団体、中小企業団体、経営者団体等を通じた、本運動の事業場への周知
- ⑧ その他、安全衛生教育に関する事業場への支援・協力

9 協賛者の実施事項

協賛者は、次の事項を実施する。

- ① 機関誌等を通じた、関係団体や事業場等への周知・広報
- ② 安全衛生教育に関しての事業場への支援・協力
- ③ その他、本運動の推進に関わる事項

10 実施者の実施事項

各事業場は、特に次の事項を実施する。

- ① 年間の安全衛生教育実施計画の作成、これに基づく安全衛生教育の計画的かつ効果的な実施
- ② 安全衛生教育の実施結果の記録・保存
- ③ 実施計画の作成、実施、実施結果の記録・保存など安全衛生教育に関する業務の実施責任者の選任
- ④ 法定教育等の徹底
 - ア 新入社員（パート・アルバイト、派遣労働者を含む）に対する雇入れ時教育
 - イ 配置転換により作業内容に変更があった者に対する作業内容変更時教育
 - ウ 危険有害業務に新たに従事する者に対する特別教育
 - エ 職長等に新たに就任する者に対する職長等教育および職長等の能力向上教育の推進
 - オ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での免許所有者や技能講習修了者などの資格者の充足
 - カ 安全衛生業務従事者（安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、安全推進者等）を選任・配置するための教育等
 - キ 危険有害業務従事者に対する教育、安全衛生業務従事者に対する能力向上教育
 - ク 化学物質管理者教育、保護具着用管理責任者教育
- ⑤ 法定教育以外の教育等の充実
 - ア 労働安全衛生マネジメントシステム、リス

クアセスメント、機械安全に関する教育

- イ 危険予知活動（KYT）に関する教育
- ウ 健康保持増進措置を実施するスタッフを養成するための専門教育
- エ 産業保健スタッフ等に対するメンタルヘルスクアケア推進のための教育・研修
- オ 感染症の予防・対策に関する教育
- カ 熱中症予防に関する教育
- キ 騒音障害防止に関する教育
- ク 健康の保持増進を図るための健康教育
- ケ 職場のメンタルヘルス対策及びハラスメント防止のための教育・研修
- コ 職場の救命処置及び応急手当に関する教育・研修
- サ 経営トップ等に対する安全衛生セミナー
- シ 管理職に対する安全衛生教育
- ス 高年齢者の労働災害防止と身体機能の維持向上のための教育
- セ 外国人労働者に対する母国語や明解な図示などを活用した安全衛生教育
- ソ 情報機器作業従事者および管理者に対する労働衛生教育
- ⑥ オンラインを活用した安全衛生教育の適切な活用と推進
- ⑦ 資格または特別教育等が必要な設備機器、作業場所等に対して、その必要な資格または特別教育の種類を掲示することや、有資格者に腕章を装着させることなど、安全衛生教育に関する「見える化」の推進
- ⑧ 講師、教材等の問題から、自ら安全衛生教育を実施することが困難な場合の、安全衛生関係団体等の活用による安全衛生教育の実施



令和5年度鹿児島県労働災害防止研修会のご案内

主催 公益社団法人鹿児島県労働基準協会

後援 厚生労働省 鹿児島労働局

誰しものが安心して健康に働くことができる社会を実現するために、労働災害の防止は不可欠です。鹿児島県内における労働災害は、死亡者数、休業4日以上死傷者数とともに、長期的には減少傾向にあるものの死亡者数は近年増減を繰り返し、休業4日以上死傷者数は近年増加傾向に転じています。（令和4年は死傷者数2,090人でうち死亡者数は13人）

事故の型別では、全産業を通じて転倒、墜落・転落、動作の反動、無理な動作（腰痛災害等）が要因となっています。鹿児島労働局では、令和5年度を初年度とする第14次労働災害防止計画を策定し、死亡者数を5%以上減少、死傷災害の増加傾向に歯止めをかけ毎年漸減することを計画の目標としています。

本会では、このような状況に鑑み、労働災害防止に向けて下記により研修会を開催することに致しました。

経営者や企業・団体等の安全衛生担当者の皆様には是非ご出席頂きますようご案内申し上げます。

記

期 日 **令和6年2月21日**（水） 開会：13時30分 閉会：16時00分予定
【開場・受付は、12時45分からです。】

会 場 鹿児島県歴史・美術センター黎明館 講堂
鹿児島市城山町7-2（電話099-222-5100） ※専用駐車場有ります。

講演内容 講演Ⅰ 「**最近の安全衛生行政について**」（13：35～約40分間）
講師 鹿児島労働局 労働基準部健康安全課
課長 勝田 清人 氏
講演Ⅱ 「**職場における腰痛予防対策のガイドラインと具体的な取組み**」（14：25～約90分間）
講師 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
顧問 後藤 博俊 氏（労働安全・衛生コンサルタント）

参加費 **無料**（先着順で定員150名になり次第締め切らせていただきます。）

申込方法 下記申込書により**令和6年2月9日**（金）までに専用メールでお申込み下さい。
（公社）鹿児島県労働基準協会 研修会担当者あて 鹿児島市新屋敷町16-16
TEL 099-226-3621 FAX 099-226-3622

※切り取らずに送付ください。また、受講案内は致しませんので当日直接会場へお越しください。

【申し込み専用メール】 info-kenshu@kakikyo.or.jp

FAXでの申し込みは、FAX番号 099-226-3622

令和5年度労働災害防止研修会参加申込書

事業場名				
所在地	〒		電話番号 ()	
			FAX番号 ()	
参加者氏名 受付番号は協会使用	受付番号		受付番号	
	受付番号		受付番号	

※ご記入頂いた個人情報については、当協会が責任を持って管理致します。

令和6年2月 講習開催のご案内

鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622
<https://www.kakikyo.or.jp/seminar/>

講 習 名		講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者又は受講資格
技 能 講 習	【普通自動車運転免許証等写し必要】 フォークリフト運転	【全科目者】 2/5～9	1/9～12	【全科目者】 会員 31,900円 一般 32,450円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許等所持者
		【科目免除者】 2/5～6		【科目免除者】 会員 20,900円 一般 21,450円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (カタピラ車限定を除く)
	床上操作式クレーン運転	2/5～7	1/9～12	【全科目者】 会員 31,900円 一般 32,450円 【科目免除者】 会員 29,700円 一般 30,250円	【科目免除者】 ・玉掛け技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
	小型移動式クレーン運転	2/13～15	1/15～19	【全科目者】 会員 37,290円 一般 37,730円	【科目免除者】 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
				【科目免除者】 会員 33,990円 一般 34,430円	
	車両系建設機械運転 (解体用)	2/13	1/15～19	会員 18,590円 一般 19,030円	【受講資格】 ・車両系建設機械（整地等）運転技能講習修了者
	酸素欠乏・硫化水素危険 作 業 主 任 者	2/14～16	1/15～19	会員 21,340円 一般 22,110円	
	【普通自動車運転免許証等写し必要】 高 所 作 業 車 運 転	2/19～20	1/22～26	【全科目者】 会員 37,290円 一般 37,730円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許等所持者
				【科目免除者】 会員 36,190円 一般 36,630円	【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・移動式クレーン運転士免許所持者
	玉 掛 け	2/26～28	1/29～2/2	【全科目者】 会員 22,990円 一般 23,430円 【科目免除者】 会員 20,790円 一般 21,230円	【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
実 技 教 習	移動式クレーン運転実技教習 (5 t 以上)【実技免除】	2/26～3/1	1/29～2/2	【全科目者】 会員 91,080円 一般 92,565円 【学科免除者】 81,400円	【学科免除者】 ・学科試験に合格されている方 (但し、講習初日の学科は必修科目と なっております。)
特 別 教 育	小型車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	2/19～20	1/22～26	会員 16,830円 一般 20,130円	
	研削といし（自由研削用）	2/20	1/22～26	会員 11,220円 一般 12,320円	
そ の 他	安 全 衛 生 推 進 者	2/21～22	1/22～26	会員 13,090円 一般 13,530円	

- 〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
2 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。案内書をお取り寄せください。
3 新型コロナウイルス感染拡大等の状況によりましては、急遽、中止又は延期する場合があります。予めご了承ください。
4 石綿作業主任者技能講習の日程等につきましては、本会ホームページでご確認下さい。

令和5年度 年末年始無災害運動 開催中

実施期間 令和5年12月1日～令和6年1月15日

健康と安全で 幸せつなぐ年末年始

～働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を
迎えることができるよう運動を展開しましょう～

主唱 中央労働災害防止協会 後援 厚生労働省

※詳細は、中災防ホームページをご覧ください。

中災防 図書・用品のご案内 JISHA 中災防

すぐできる 化学物質のリスクアセスメント 新刊
CREATE-SIMPLE

化学物質管理の法令改正でさらに重要
性を増す化学物質のリスクアセスマ
ント。厚生労働省公費の支援ツール
「CREATE-SIMPLE」が大きな助けとな
る。実測せずにばく露濃度が推定でき
、リスク低減措置の検討も可能な同ツ
ールの使い方を、豊富なキャプチャ画
面を用い、初心者でもすぐに使いこな
せるように紹介する、かゆいところに手
の届く操作マニュアル書。

中央労働災害防止協会 編 85頁/36頁 定価 660円

お 申 込 中央労働災害防止協会 出版事業部
お問合せ先 <https://www.jisha.or.jp/order/> 中災防 図書 用品